



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

母国に一時帰国していた人が日本に戻ってこられない！？このトラブルは相変わらずよく聞きますが、多くの場合はシンプル過ぎる小さなミスが原因です。しかし、この小さなミスが招く代償はかなり大きいです。再申請や航空券予約に余計な時間とお金を使うことになり、不安定な期間中の心配もあり精神衛上も良くありません。ゆえにこのトラブルは必ず未然に防ぐ必要があります。しかもその対策は極めて簡単。外国人が一時帰国をする前に本ニュースレターを読んで改めて注意喚起してください。

■ みなし再入国許可

昔は、パスポートに再入国許可証のシールが貼ってあるのをよく見ました。それが最近では、そのシールをほとんど見かけることがなくなりました。その理由は、「みなし再入国許可」の制度ができたからです。現在は、外国人が一時的に母国に帰国するなど日本を出国する際は「みなし再入国許可」の制度を利用して出国するのが一般的です。日本出国の際に、「再入国出国記録（ED カード）」の再入国をすることを示す欄にチェックをして審査官に提出することで、日本に再入国ができるようになります。

このみなし再入国の制度ができたのは 2012 年。それ以前は、一般的に外国人が再入国を希望する場合は、いちいち再入国許可を取得してから出国する必要がありました。再入国許可の申請手続きは、母国に緊急に帰国する際などに時間がかかってしまう足かせとなっていました。それが、中長期滞在者であること、出国から 1 年以内（または在留期限まで）に再入国することなど条件はありますが、時間のかかる再入国許可の申請が不要になったことは、外国人にとって利便性が向上したと言えます。これにより、旅行や海外出張などにも行きやすくなりました。

他方、新たな問題として出てきたのが、ED カードの再入国をすることを示す欄にチェックをせずに出国する外国人が再入国できなくなるケースです。再入国をすることを示す欄にチェックをせずに出国すると「単純出国」の扱いとなり、日本に入国をしたい場合は改めて新規の在留資格を取得する手続きを経ることになります。それは、新規入国の扱いとなり、再入国ではなく「再度入国」することを意味します。このことが与える影響は重大で、チェック 1 つで生活や仕事に大きな影響が出ます。単純出国してしまうと、上記のように在留資格認定証明書交付申請から始めることとなり、時間と費用が余計にかかるだけでなく、継続した在留歴が求められる永住申請にも悪影響があります。したがって、外国人が一時帰国する際は、ED カードのチェックを確実にを行うよう出国時の事前の案内が必要不可欠です。

さて、みなし再入国の制度があるなら、わざわざ手間と費用をかけて再入国許可を取得する理由はないように思うかもしれませんが、再入国許可の申請をするメリットもあります。それは、みなし再入国許可の期間は最長 1 年であるのに対して、再入国許可の期間は最長 5 年を取得できることです（特別永住者は 6 年）。また、再入国許可には、シングル（一度限りの再入国許可）とマルチ（有効期間内に何度でも出入国できる）の 2 種類があります。さら

に、再入国許可は、在留期限を超えない範囲で許可の延長が可能です。したがって、みなし再入国の制度と再入国許可を状況に応じて使い分ける必要があります。

(参考) 出入国在留管理庁 WEB

https://www.moj.go.jp/isa/immigration/resources/re-ed_index.html

■ コラム：外国人ドライバーの採用支援を強化

TITSCは、トラック運送業者の外国人ドライバーの採用を支援するプロジェクトを始動しました。2024年3月19日、自動車運送業を特定技能に追加することが決定したことを受け、既に評価試験の実施が始まっています。日本のトラックのドライバー不足は深刻で、これに優秀な外国人ドライバーを採用することで対応します。弊センターは受け入れの入管手続きに留まらず、外国人採用に関係する業務に広く精通していることが強みです。免許切替、自動車教習所、技能講習の対応などトラック運送業者が安心して外国人ドライバーを受け入れることができる体制は充実しており、全面的にサポートします。まずは、弊センターWEBをご確認の上、メールまたは電話でお気軽にご連絡をお願いします。

~~~~~  
弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~  
技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>